表３　ＯＩＬと防護措置について

	基準の種類	基準の概要	初期設定値※1			防護措置の概要
緊急防護措置	ＯＩＬ１	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500μSv/h （地上１ｍで計測した場合の空間放射線量率※2）			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。（移動が困難な者の一時屋内退避を含む）
緊急防護措置	ＯＩＬ４	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β線：40,000 cpm※3 （皮膚から数 cm での検出器の計数率）			避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、 基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。
			β線：13,000cpm※4【１ヶ月後の値】 （皮膚から数 cm での検出器の計数率）			
早期防護措置	ＯＩＬ２	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※5の摂取を制限するとともに、住民等を１週間程度内に一時移転させるための基準	20μSv/h （地上１ｍで計測した場合の空間放射線量率※2）			１日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、１週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限※9	飲食物に係るスクリーニング基準	ＯＩＬ６による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5μSv/h※6 （地上１ｍで計測した場合の空間放射線量率※2）			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
飲食物摂取制限※9	ＯＩＬ６	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種※7	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	１週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg※8	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
			ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

第三種郵便物認可　令和二年三月三十一日